

岩手県告示第514号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和8年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人盛岡YMCA
- 2 代表者の氏名 魚住 英昭
- 3 主たる事務所の所在地 盛岡市中央通三丁目19番22号
- 4 認定の有効期間 令和8年8月20日から令和13年8月19日まで